

令和 5 年 11 月 9 日

公益社団法人福井県労働基準協会嶺南支部 支部長 殿
建設業労働災害防止協会福井県支部嶺南分会 分会長 殿

敦賀労働基準監督署長

死亡災害等の撲滅について（緊急要請）

貴団体におかれましては、日頃より労働基準行政への御理解、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 14 次福井県労働局労働災害防止推進計画においては、令和 5 年度の年間死亡者数を 9 人以下とすることを目指していたところ、**9 月末時点で既に 10 名の命が失われています**。この状況を受け、これ以上、死亡災害を発生させないようにするため、福井県労働局では、令和 5 年 10 月 11 日（水）に各労働災害防止団体に対し、「死亡労働災害多発に伴う緊急対策の実施について」を要請したところです（別添 1 参照）。

当署管内においても、今年に入り、既に**4 名の命が失われており**、過去 10 年間で最も多く、さらに昨年は死亡災害ゼロであったことと比較して、極めて憂慮すべき事態となっております。特に、一度に多数の方が被災する爆発又は火災の災害については、今年は 2 件の死亡災害を含め、4 件となり多発しています。

つきましては、死亡災害及び爆発又は火災災害の撲滅に向け、下記の事項を含め、災害防止対策の実施を促していただきたく会員事業場への周知等に特段の御配意を賜りますようお願いいたします。

記

1 緊急に取り組んでいただきたい事項

（1）はさまれ、巻き込まれ防止

コンベヤー等の動力機械にかかる掃除・給油・検査・修理又は調整作業を行う際に、機械の運転を停止し、当該作業中である旨を記した看板を起動装置に設置する等の安全作業手順の徹底

（2）爆発・火災防止

可燃性の粉じんや引火性のもの等の危険物がある場所において、アーク溶接を行う等点火源となるおそれのある機械の使用を禁止すること等火気取扱い留意事項の徹底（別紙 1 の掲示物等を活用）

（3）交通労働災害防止

トラック等の車両の運転時には、急発進、急ハンドル、急ブレーキを避け、交通法規を遵守して安全運転を行うことの徹底

2 より実効のある対応を実施していただきたい事項

（1）経営トップによる率先した死亡災害撲滅宣言

（2）他事業場の労働災害事例の収集・活用

（3）不安全状態や不安全な作業手順の洗い出し・点検の実施（別紙 2 のチェックリスト等を活用）

（4）危険物（引火性のものを含む）を取扱う事業場における爆発・火災に係るリスクアセスメントの実施及び作業手順について安全衛生教育の実施